たばこを取巻く諸問題とブリティッ シュ・アメリカン・タバコの見解

平成18年3月2日

第 21 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

# 目次

- 1. ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・グループ
- 2. 合理的規制
- 3. 未成年者喫煙防止
- 4. たばこ税制と価格
- 5. 喫煙と健康
- 6. 公共の場の喫煙
- 7. WHO たばこ規制枠組条約

# 1. ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・グループ

- ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・グループ (BAT グループ) は、180 カ国の市場で事業を展開し、グローバル市場で 15%以上のシェアを占める世界第2位の国際的なたばこ会社です。
- 1902 年に、英国と米国のタバコ会社が英米以外でのたばこ販売を目的として設立したブリティッシュ・アメリカン・タバコ・カンパニー・リミティッドが母体となっています。
- グループ全体では従業員総数は約90,000人、工場数81、紙巻たばこの販売本数は年間8,500億本以上。納税額はたばこ税を含め約4.4兆円(グループ税引き後利益の15倍)に達します。
- グローバル中核ブランドは、ダンヒル、ケント、ラッキーストライク、 ポールモールです。
- 各国の会社が幅広い裁量権を持ち、それぞれのステークホルダーの意見を出来るだけ取り入れ、グローバルな原則と基準の枠組みを踏まえた上で、業務運営の責任を担う分権的組織です。
- たばこは消費者の健康を損なう危険性があるため、そのリスクを可能な限り低減し、消費者のニーズと社会の要望の双方に応える事で企業の社会的責任を果たさなければならないと認識しています。
- BAT グループは 2002 年よりたばこ会社としては初めての社会報告書 (ソーシャル・レポーティング) を開始し、高い評価を得ています。
- BAT グループは 1984 年に日本での事業を開始し、関連企業の統合を経て 2001 年ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン㈱と社名変更の 上、東京都港区に本社を開設しました。現在の従業員は約1,100名です。
- 2005 年暦年では、日本国内でのシェアは約 9%で第 3 位 (シェア)です。
- ご参考:

BAT 本社(英国) ウェブサイト: http://www.bat.com/ BAT ジャパン ウェブサイト: http://www.bati.com/

# 2. 合理的規制

- たばこは合法な商品であり、原料及び製品として何世紀にもわたりグローバルで取引されており、世界の成人人口の 1/3 が嗜んでいる商品です。
- 喫煙が健康へのリスクを伴うものである以上、たばこ製品は政府当局によって規制される必要があります。また、事業を展開する市場においては関連法令を遵守することが絶対不可決の要件です。
- 責任ある企業として、法令で定められた規準に加え、更に高い独自のスタンダードに基づき活動しています。
- 政府当局による規制は、各国の社会的状況に応じて、それぞれに取り組まれるべき課題であり、グローバルの考え方を全てに当てはめるというたばこ規制へのアプローチには賛同できません。
- 合理的な規制とは、以下の事項を踏まえたものであるべきだと考えます。
  - 科学的ファクトに基づいた冷静で透明性の高い議論
  - 規制の有効性
  - 規制の費用対効果
  - 喫煙を望む成人及び関係者のニーズに対する配慮
  - 他の規制及び施策との一貫性
- 喫煙率削減目標の設定は、これらの要件を十分に満たし、社会全体がそれを積極的に受け入れる環境になっていることを確認した上で議論されるべきであると考えます。
- 日本のたばこ業界は、他国に例を見ない整然とした規律に基づく制度に 支えられたビジネス環境下にあります(許可又は登録制・定価制・未喫 禁止法など)。かかるビジネス環境の崩壊は、たばこ業界を著しい混乱に 陥れ、ひいては消費者ニーズに応えることを困難にする恐れがあること を常に念頭において規制のあり方を検討する必要があります。
- 合理的規制のあり方については、1995 年 3 月 9 日に OECD より発表された 指針 (Recommendation of the council of the OECD on improving the quality of Governmental Regulation) を BAT グループとしては支持し ています。

### 3. 未成年者喫煙防止

- 喫煙は、そのリスクを十分に理解している成人のみに許されるべきものであり、子供たちの喫煙は許されるべきではありません。
- 未成年者喫煙防止のための施策には次の2種類のアプローチがあります。
  - 子供たちがたばこを入手できないようにするための施策
    - BAT グループは世界 49 ケ国で関連プログラムをサポートしています。
  - 子供たちが喫煙したいと思わせないようにするための施策
    - BAT グループは世界 27 ヶ国で関連プログラムをサポートしています。
- 喫煙が許される最低年齢を定め、このルールを守らない販売店に罰則を 課すよう世界各国で求めています。
- 日本では日本たばこ協会 (TIOJ) を通じ、1990 年から未成年者喫煙防止 活動に取り組んでいます。
- それだけで未成年者喫煙を完全に防止できるような方法はないことは、 各国の事例が教えてくれています。未成年者喫煙の完全な防止を実現す るためには、少なくとも以下のことが必要です。
  - すべての関係者による弛まぬ努力
  - 未成年者の行動様式に関するリサーチ
  - 経験の一層の積み重ね
- 未成年者の喫煙は複雑な社会問題の一環として取り組まれる必要があります。当社は TIOJ を通じ、他のたばこ会社の皆様とともに本問題の改善に取り組んでおります。

### 4. たばこ税制

- たばこ税制は、政策目標と消費者及び産業界の適切なバランスを実現するものであってはじめて合理的規制といえます。
- 合理的なたばこ税制とは次のようなものであるべきです。
  - 中立的な税制度
    - −たばこ市場に競争上差別や歪みが生じないこと
    - -メーカーや販売流通に携わる人々が、投資に見合った収益を上 げることが可能であること。税制変更に伴う急激な変動を回避 すること。
  - 効率的な税制度
    - -安定的かつ確実で予測可能な財源を提供できること
    - 違反が生じにくいものであること
    - 徴収及び監視の面で単純明快であること
- 考慮されるべき他の要因には次のようなものがあります。
  - 小売価格に影響を与える消費税、付加価値税、関税等を含む税負担総額。
  - 近隣諸国との相対的・絶対的な税率・税額の格差。
  - 増税は合理的で均衡のとれたものであること。急激な課税は消費 者や販売流通に携わる人々に不利益を与えるのみならず、政府財 源の持続的な拡大に逆効果を及ぼすこと。

#### ■ 価格について

- 以下の事由により価格見直し(引き上げ)が不可欠な状況にあります。
  - たばこ税の引き上げ
  - 燃費を初めとする諸資材コストの上昇
    - 合理化施策が概ね一巡したこと
- 消費者及び販売流通に携わる人々の納得が得られること。
- 日本の販売価格が他の先進国に比べると相対的に低いというグローバルレベルでの認識を持っています。但し、歴史的背景や社会環境の比較なしに一律に評価できるものではないと理解しています。
- 先進国の中で最も高いたばこ税を課しているイギリスでは1994年 以降、喫煙数量・喫煙率ともに概ね横這いで税収は8%減少したと 言う報告があります(英国財務省の2005年2月8日報告書)。

# 5. 喫煙と健康

- 喫煙は、肺がん、呼吸器疾患、心臓病などの深刻な疾病を引き起こす危 険性があります。
- 喫煙には常習性があります。
- たばこは、このような健康上のリスクを理解している成人喫煙者が嗜好品として楽しむものであり、喫煙するか否かは消費者である成人喫煙者の判断に委ねられるべきものです。BAT グループは、喫煙を勧める意図はなく、既に喫煙することを選択している成人喫煙者に対して、そのニーズに応じた高品質な製品を提供したいと考えています。
- 喫煙の常習性と禁煙について
  - 十分な動機と信念をもって禁煙することを決めた喫煙者は禁煙に成功しています。
  - 世界では数百万人もの喫煙者が、医療的な支援を受けずに禁煙に成功 したり、それぞれの社会・文化に応じて、喫煙の頻度や場所、時間を 変えたりしている現実があります。
  - 禁煙への努力を支援することは有意義であり、禁煙を手助けする様々な方法もそれぞれに有効であると考えます。しかし、禁煙に成功するための最も重要な要因は、動機を持つこと、及び禁煙できると信じることであるというのが一般的な理解であろうと思います。

# 6. 公共の場の喫煙

- 受動喫煙 (ETS) は非喫煙者のみならず喫煙者に対しても不快感を与えるものであり、非喫煙者と喫煙者の双方にとっての課題です。これを解決するためには、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備することが現実的施策として求められます。
- 公共の場所での喫煙禁止のあり方には議論すべき課題があります。現実的な対策を取ると同時に、良識や礼節の文化を再評価することによって、 喫煙者と非喫煙者が共存できる道を探りたいと考えています。
- BAT グループの科学的研究によると、受動喫煙が肺がん等の慢性疾患の原因であるという主張は、十分な裏づけがされていません。例えば世界保健機構(WHO)がこれまでに受動喫煙と肺がんの関係について実施した最も規模の大きな調査では、喫煙者と一緒に成長、生活、就労、移動、同席することにより、肺がんのリスクが増加するという重要な報告はなされていません。受動喫煙によるリスクは、あるとしてもそれはきわめて小さく、科学的に立証されたと断言できるレベルには至っていないと判断しています(1993 年 5 月に BMJ で発表された米国における大規模調査報告等)。
- しかし、受動喫煙が誰にとっても無害であると証明されたとも言えません。例えば、子供の呼吸器疾患や乳幼児突然死症候群が受動喫煙に関係があるのではと疑わせる材料があります。また、たばこの煙が充満した環境は、喘息など呼吸器に問題がある人にとって問題を生じます。
- これらを踏まえ、公共の場における喫煙規制の適切なあり方については 幅広い議論が行われることを希望しています。

# 7. WHO たばこ規制枠組条約

- BAT グループは、たばこ規制枠組条約の策定プロセスにおいて、各国の状況と国内法規が尊重されていることを評価しています。
- たばこ消費による健康への影響を軽減する現実的な解決方法は各国の事情により異なります。
- BAT グループは、たばこ消費による公衆衛生上の影響を軽減し、未成年者の喫煙を防止し、成人喫煙者が十分な情報を得た上で、合法的な製品を選択し続けることが認められるような確固たるかつ公平な規制を支持します。
- 均衡の取れた規制による解決策を探るため、政府当局及び関係者と協働することを希望します。規制のプロセスに、責任あるたばこ業界が関与することで、より良い結果が得られると考えるからです。
- 国際的な問題である不正取引を撲滅するため、たばこ規制枠組条約に、 たばこ業界と世界税関機構のような組織が共同で取組むことを求めてい ます。日本においても、この問題についての対応が必要になる可能性が あります。